年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

秋田国民年金 事案 433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から61年3月まで

私は、申立期間当時、A都道府県B市町村に住んでおり、国民年金保険料については、妻が二人分を一緒に納付書で銀行に納めていた。また、昭和59年7月から60年3月まで保険料免除となっているが、当時はそれほど金銭的に困っていたわけではなく、免除申請した記憶も無い。もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうちの昭和59年7月から60年3月までの期間が申請免除期間とされているが、免除申請した記憶は無く、当時は収入も有り免除申請する必要は無かったと主張するところ、申立人が勤務していたC事業所の当時の経理担当者の証言により、「総括マネージャーとして勤務し、収入も月額40万円から45万円ぐらいあった。」ことが確認でき、同期間においてその妻は国民年金保険料を納付しており、申立人についてのみ免除申請を行い承認されているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 57 年 11 月に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失(D株式会社を退職)後、その妻がB市町村役場で国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、59 年 11 月10 日、資格取得は 57 年 12 月に遡及して行われたことが確認できる。このため、申立人の国民年金加入手続がなされた昭和 59 年度以降については、申立人についても国民年金保険料の納付書が発行され、申立人の妻

は、夫婦二人分の保険料を納付することができたものと考えられ、申立 人の妻は、申立期間を含め、国民年金に加入した昭和 48 年4月以降の自 らの保険料及び申立期間以外の申立人の国民年金加入期間の保険料をす べて納付しており、申立人の保険料を一緒に納付していたとの主張に不 自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうちの昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月までの期間については、59 年 11 月 10 日に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられ、申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

なお、申立人の昭和59年11月10日に払い出された国民年金手帳記号番号については、49年12月に既に払い出されていた申立人の別の国民年金手帳記号番号の払出しがその後に確認され、現在は同記号番号に統合されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年3月まで

② 昭和55年11月から56年3月まで

申立期間については、申請免除期間となっているが、同期間について の保険料は、自宅の近くにある農協の支所で納付書により納付していた ので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A市町村の保管する被保険者名簿の記録から、申立人の国民年金に加入した期間のうち、申請免除期間が 78 か月、法定免除期間が 3 か月の合計 81 か月が国民年金保険料の免除期間となっており、これらの期間のうち、申立期間の 29 か月を除く 52 か月について、申立人は、国民年金保険料を当該年度内又は翌年度中に納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの期間については、3か月又は半年単位で納付しており、54年3月に結婚した夫は船員(漁船に乗船)であり給料も高かったと主張するところ、夫が船員保険に加入していることが確認でき、夫も船に乗っていたので給料は他の勤め人より高かったと証言しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうちの昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人は出産を控えていた時期であり、同期間の保険料については納付したか否かについて明確な記憶が無いと供述している上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年4月から 55 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで

② 昭和37年12月から38年3月まで

③ 昭和38年12月から39年3月まで

④ 昭和39年12月

昭和35年から毎年4月から11月までの間、A事業所の臨時職員として雇用され、12月から3月までの間は失業保険をもらっていた。結婚した翌年の38年1月に役場で国民年金の加入手続を行い、同年2月から同年3月までの保険料を納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上、昭和 40 年1月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料についてはすべて納付している上、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に実施しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 41 年 6 月 30 日、資格取得は 36 年 4 月 1 日に遡及して行われていることが確認でき、40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 12 月から 41 年 3 月までの期間の保険料を過年度保険料として遡及して納付したことが確認できるが、申立期間のうちの 39 年 12 月の保険料については同様に遡及して納付可能であったにもかかわらず納付していないことは不自然と考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①、②及び③の保険料については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付す

ることができない期間であり、これらの期間を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 38 年1月に国民年金の加入手続をしたと主張するところ、同時期に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私が成人になった時、父が私に年金制度ができたので老後のために私の年金のお金を払い始めたと言ったことを覚えている。親か兄が加入手続などをしてくれ、月額 100 円か 200 円を 3 か月まとめて家に集金に来ていた人に払っていたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその兄は、自分の国民年金保険料について申立期間を含めてすべて納付し、申立人の国民年金保険料についても申立期間の1年間を除きすべて納付しており、申立人の兄の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 37 年 5 月 7 日、 資格取得は 36 年 4 月 2 日に遡及して行われていることが確認でき、申立 期間の国民年金保険料は、手帳記号番号が払い出された時点で、過年度保 険料として納付可能であり、当時、社会保険事務所では、手帳記号番号が 払い出された時点で納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたとし ていることから、申立期間の保険料を納付したとの主張に不自然さはみら れない。

さらに、申立人の世帯は、当時、農業(経営規模は1~クタール以上) をしており、その家族も出稼ぎに出ることも無く経済的に余裕があったので1年分の保険料をまとめて納付することも困難ではなかったとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日の記録を昭和43年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から同年11月9日まで 昭和43年8月2日から同年11月9日までの期間の未加入があるが、 株式会社AもB事業所も同じ会社で、途中一度も退職していないので、 未加入はあり得ない。給料の支払元が株式会社AかB事業所かは分から ないが、退職するまで同じ仕事をし、給料から厚生年金保険料が控除さ れていた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の株式会社Aの専務理事、同僚の証言から判断すると、申立人が株式会社A及びグループ会社のB事業所に継続して勤務し、申立期間については株式会社Aにおいて申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に全喪しており不明であるが、株式会社Aにおいて昭和43年8月1日に資格喪失し、その後B事業所へ異動した者は申立人を含めて二人おり、社会保険事務所の記録では、異動先のB事業所における当該二人の資格取得日は43年11月9日となっていることから、事業主は資格喪失日を同年8月1日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和20年4月30日)及び資格取得日(昭和21年4月15日)を訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和20年4月から21年2月までは70円、同年3月は110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月30日から21年4月15日まで

② 昭和26年4月から27年3月まで

私は、A株式会社C出張所に昭和 18 年 10 月1日付で採用され、19 年1月にD市町村にあったB事業所に赴任し、21 年5月1日まで 31 か月継続勤務していた。

また、昭和26年4月から27年3月までE事業所に指導員として勤務し、事務局長Fさんから報酬について掛け金を差し引きすると言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録ではA株式会社B事業所に おいて昭和 18 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 4月 30 日に資格を喪失後、21 年 4 月 15 日に同事業所において再度資格 を取得しており、20 年 4 月から 21 年 3 月までの申立期間の被保険者資格 が無い。

しかしながら、当時の同僚及び申立人の弟(当時、軍に召集され昭和 20年7月1日から同年8月31日まで、申立人が勤務していたA株式会社 B事業所の所在地に隣接するG市町村において新兵訓練を受けていた。) の証言から、申立人が昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までの期間についても継続してA株式会社B事業所に勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録、及び同時期に加入記録のある同僚の標準報酬月額の記録から、昭和20年4月から21年2月までは70円、同年3月は110円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失 届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり の資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る昭和20年4月から21年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、E事業所に勤務していたと主張するところ、同事業所の保管する職員任免辞令簿により、申立人が昭和26年4月30日に臨時技手を命じられ、同年10月31日に御用済に付き技手を免じられていることが確認できるが、同事業所では、「当時の社会保険等の加入の有無について確認できる資料は見当たらない。」としており、職員任免辞令簿により27年4月30日に申立人と同様の臨時技手を命じられていることが確認できるH氏は、臨時技手として当該事業所に勤務した約1年間は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険には加入しておらず、その後、庶務職員として勤務した28年4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険 被保険者名簿に、申立人の加入記録は確認できず、健康保険番号に記録の 不備をうかがわせる欠番はみられない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 18 年4月1日、資格喪失日は、20 年9月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 18 年 4 月から同年 12 月までを 20 円、19 年 1 月から 20 年 8 月までを 30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年8月まで

昭和 18 年4月から 20 年8月まで、A株式会社に勤務していた。当時の写真や申立期間に会社からいただいた皆勤の表彰状もあり、勤務していたことは明らかであるので、勤務した期間を厚生年金加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所の保管する被保険者名簿の記録により、同社において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらの記録には、資格取得日(昭和 18 年4月1日)の記載は有るものの、資格喪失日の記載は無いが、申立人は昭和 20 年8月まで勤務していたと申立てしているところ、被保険者名簿に記載の有る番号に連続する者の中で社会保険庁のオンライン記録の有る 26 人(資格取得日は昭和 18 年4月1日)のうち21人の資格喪失日が20年9月1日であることが確認

できることから、申立人の資格取得日は18年4月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保 険者名簿の記録から、昭和 18 年 4 月から同年 12 月までを 20 円、19 年 1 月から 20 年 8 月までを 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 45 年 4 月 13 日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 45 年 3 月 の標準報酬月額については、6 万円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月13日まで昭和44年11月2日から45年4月12日までA株式会社B工場に勤務したが、44年11月2日から45年3月21日までの厚生年金保険の記録しか無いとのことだった。3月に退職した記憶は無く、6か月以上勤務しており、失業保険も受給していることから、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社の保管する厚生年金保険台帳から、申立 人が申立期間に勤務していたことが認められる。

また、同事業所では、従業員別に厚生年金保険台帳を作成し、同事業所在籍中の被保険者資格情報を一貫して管理しているところ、同台帳においては申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和45年4月13日と記載されていることが確認できる。

さらに、同事業所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、同事業所が保管する厚生年金保険台帳に記載されたとおりの昭和45年4月13日として社会保険事務所に届出したと回答している上、申立人を除く同年3月及び同年4月の離職者15人について、同事業所が保管する厚生年金保険台帳と社会保険庁の資格喪失日を突合したところ、すべて一致していることが確認できることから、申立人が同年3月21日に資

格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年4月13日とした旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 45 年 3 月の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から、 6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年3月27日、資格喪失日は、20年9月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月27日から20年9月1日まで 国民学校を卒業後、C公共職業安定所を通してD学校に入学したが、 戦況悪化のため同じ敷地内にあるE工場で勤務した。毎月もらってい た給料の明細には保険料控除欄があり、天引きされていたことを記憶 している。当時の同僚で記憶している者が二人いる。申立期間につい て厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社B支社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、同社の保管する労働者年金保険被保険者資格取得届及び社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿の記録により、同社において申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和19年3月27日から20年9月1日までの期間はA株式会社B支社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の労働者年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和44年2月10日、資格喪失日は、同年4月30日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月10日から同年4月30日まで 昭和44年2月から4月まで、B都道府県C地区にある株式会社Aに 勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険庁の記録で は厚生年金保険加入期間が脱落しているので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる上、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録により、同社において申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和44年2月10日から同年4月30日までの期間は株式会社Aに勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保 険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

秋田国民年金 事案 435

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 11 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 44 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から同年4月まで

② 昭和42年11月から43年3月まで

③ 昭和43年11月から44年2月まで

申立期間については、納税貯蓄組合に加入し、市町村内で 10 人ぐらいのグループを作り当番を決めて集金していた。母親が同居していた家族(申立人、母親、長女姉夫婦及び三女姉)の国民年金保険料を、その月の当番の家に持って行き、当番がまとめて組合員に納めていた。家族の分は納付されているのに、自分の分のみが納付されていないとされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付していたと主張するが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20歳のころに母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和44年1月6日(加入手続日は昭和44年3月13日)、資格取得は同年3月1日(昭和62年7月に資格取得日を42年A月日に訂正)に行われたことが確認でき、申立人の加入手続が行われた時点では、資格取得日が訂正される前であるために未加入期間であったことから、保険料は納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できない とともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から39年7月1日まで

昭和 39 年7月1日から同年9月 12 日までの期間、A区にある株式会社Bにおいて厚生年金保険に加入した記録があるが、私が入社したのは 38 年6月であるので、入社時から厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和39年7月1日とされているが、38年6月から勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立人が入社したときの上司であったと記憶する者の厚生年金保険の加入記録も昭和39年3月から同年8月までの6か月であることが確認できる。

また、申立人が株式会社Bに勤務した期間について、当時の複数の社員に確認したが、申立人が勤務したことを記憶する者は無く、申立人が記憶する当時の上司も既に死亡しており、申立人の在籍した期間を確認することも困難である。

さらに、当時の社員の一人は、「昭和 38 年 4 月から勤務したが、厚生 年金保険の加入は同年 7 月からであった。」と証言している。

加えて、株式会社Bは昭和39年9月25日に全喪しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険事務所の保管する株式会社Bの被保険者名簿の記録を確認しても、同年7月1日から同年9月12日までの期間以外の加入記録は確認できず、申立期間の健康保険番号に欠番もみられない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月3日から同年6月4日まで

A市町村にあるB事業所に昭和 42 年 8 月 18 日から 43 年 5 月 3 日まで勤務し、その後、同年 5 月 8 日から C 区にある D 事業所に勤務したので、厚生年金保険には継続して加入していたはずだが、B 事業所では同年 4 月 3 日までの加入記録、D 事業所では同年 6 月 4 日からの加入記録となっており、厚生年金保険の空白期間が 2 か月間あるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和43年4月3日、D事業所における被保険者資格取得日が同年6月4日とされているが、その間の2か月間についても厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時のB事業所における同僚は、「申立人とは一緒に勤務していたが、それがいつまでであったかは記憶していない。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管するB事業所の被保険者原票により、申立人の健康保険被保険者証は昭和43年4月10日に返納されていることが確認でき、申立人の雇用保険の記録も、B事業所における離職日は同年4月2日、D事業所における資格取得日は同年6月1日とされていることが確認できる。

さらに、申立人の半年前に、申立人と同様にB事業所からD事業所に転籍した者のB事業所における資格喪失日は昭和 42 年 10 月 10 日、D事業所における資格取得日は同年 12 月 1 日であり、申立人と同様に 2 か月の未加入期間が生じていることが確認できる。

加えて、B事業所及びD事業所では、当時の給与台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間当時の両事業所における勤務状況等が確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月から32年12月まで

昭和31年6月から32年12月まで勤務したA事業所において、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和31年6月から32年12月まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立人の後任者として勤務した者は、「自分が勤務した昭和32年4月1日の時点で申立人は既に退職していた。」と証言している。

また、その後任者は、「自分は昭和 32 年4月1日から勤務したが、厚生年金保険に加入したのは、約1年後の 33 年3月1日からであった。」と証言しており、同事業所では勤務後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

さらに、申立人の前任者は、「自分は1年間勤務したが、厚生年金保険 には加入していなかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所の保管するA事業所の被保険者名簿から、同事業所が厚生年金保険適用事業所であった期間(昭和30年1月6日から34年1月2日まで)の被保険者は、申立人の後任者を含む二人だけであることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 31 日から 32 年 2 月 1 日まで 私は、A社が起業した昭和 28 年から勤務していたが、A社は同年 3 月 31 日から 32 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険適用事業所とはなっていないとのことであったので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する、A社が社会保険事務所に届け出た申立人の妻に係る被扶養者異動届の写しに記入された申立人の被保険者資格取得年月日は、社会保険事務所の記録と同じ昭和 32 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格について、申立人以外にも事業主であった申立人の父親及び当時の従業員の 12 人が、いずれも昭和 32 年 2 月 1 日 (A社が厚生年金保険適用事業所として届出を行った年月日)に取得していることが確認できる。

さらに、当時事務手続をしていたとする税理士や当時の従業員は、亡くなっている等、当時の状況をうかがうこともできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月から26年3月20日まで

② 昭和27年3月25日から30年9月まで

昭和 24 年 6 月から 32 年 1 月までのうち、A 事業所に出向した 26 年 3 月 20 日から 27 年 3 月 25 日までの期間を除いて、B 株式会社に勤務していたが、30 年 10 月から 32 年 1 月までの厚生年金保険加入記録しかないとのことだった。

金額は覚えていないが保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社に入社したのは昭和 24 年6月であり、厚生年金保険の資格取得が 30 年 10 月 10 日であるのはおかしいと主張するところ、申立人が申立期間当時の同僚であると記憶する 11 人のうち 3 人は厚生年金保険の加入記録が無く、申立人が同時期に入社したと記憶する C氏の厚生年金保険の資格取得も、申立人と同一日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が記憶する同僚で申立人と同じ昭和30年10月10日に厚生年金保険の資格を取得した3人のうち一人は、「昭和28年にB株式会社に入社し3年間勤めたが、厚生年金には最後の2か月しか加入していない。」と証言しており、申立期間当時、同事業所では入社後直ちには厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名 簿には、申立人の加入記録は昭和30年10月10日から32年2月5日まで の期間以外には確認できないとともに、健康保険番号には記録の脱落をうかがわせる欠番はみられない。

加えて、B株式会社には、申立期間当時の資料も無く、申立ての事実を確認できる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から同年11月まで

② 昭和34年4月から同年11月まで

③ 昭和35年4月から同年11月まで

④ 昭和36年4月から同年11月まで

昭和 32 年から 36 年にかけてA事業所に定期作業員として勤務したが、このうち、32 年以外の厚生年金の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間について、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している当時の同僚のうち一人は、「A事業所では昭和33年4月から50年3月までは、季節雇用者の三分の二以上の同意がなければ厚生年金保険に加入していなかったので、33年4月から36年11月までについては私も厚生年金保険に加入していない。」と証言している上、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと記憶している同僚6人についても、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い。

また、A事業所における新規加入者の推移をみると、申立人の厚生年金保険の加入記録の有る昭和32年度は86人であるが、33年度は1人、34年度は1人、35年度は1人、36年度は3人と激減していることが確認できる上、申立期間について、社会保険事務所の保管する同事業所の被保険者名簿を確認しても、健康保険番号に欠番は無く、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、B事業所では、申立人の人事記録を保管していないため、申立

期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月から35年8月ごろまで

② 昭和35年8月ごろから36年3月まで

昭和34年6月にA株式会社(B社から名称変更)C支店に入社し、数か月勤務した後、住み込みで働くようになった。その後、35年8月ごろにD事業所に異動となり、36年3月に退社するまで8か月程度働いた。C支店には支店長のほか6人の職員がいたことを覚えており、D事業所には所長夫妻以外に職員が1人いたことを覚えている。

勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険もかけられていたは ずである。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①においてB社C支店に勤務していたことは推認できるが、当時の同僚は、「私は、昭和 34 年からC支店に勤務していたが厚生年金保険の加入は 35 年9月1日であった。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録では、C支店における厚生年金保険の資格取得は、昭和32年12月1日に1人が取得した以降は、35年9月1日に7人が資格取得するまでは取得者がいないことが確認できる。

申立期間②については、申立人がA株式会社D事業所に勤務していたことが、当時のD事業所長の親族の証言から推認できる。

しかしながら、D事業所は、申立期間当時、厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、適用事業所としての届出は昭和36年12月1日であることが確認でき、申立期間当時のD事業所長の厚生年金保険の記録は、34

年8月1日から35年9月1日まで、同社E支店における資格取得の記録があるが、その後はD事業所が厚生年金保険適用事業所となる36年12月1日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。また、D事業所に昭和36年の当初から勤務したとする社員は、「D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年12月1日まで厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、B社C支店及びA株式会社D事業所は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。